

地 振 第 9 8 号
令和2年6月12日

茨城県行政書士会長 殿

茨城県政策企画部地域振興課長

国土利用計画法に基づく土地取引届出制度に関するリーフレットの送付について

本県土地行政の推進につきましては、日頃より御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび本県では、国土利用計画法（以下「国土法」という。）に基づく土地取引届出制度の周知・啓発を図るため、下記のとおりリーフレットを作成しましたので、送付いたします。

つきましては、作成趣旨を御理解の上、貴会員へ配付等いただき、制度の周知・啓発に御協力くださいますようお願いいたします。

記

- 1 送付部数
200部

- 2 作成趣旨

国土法第23条第1項では、一定面積以上の土地取引を行った場合、権利取得者（譲受人）は、契約締結日を含めて2週間以内に当該土地の所在する市町村に届出を行うこととされております。

しかしながら、届出制度を知らなかったことによる期限後届出や無届が多数見受けられることから、国土法に基づく土地取引制度の適正な運用に向け、その周知・啓発を図るため、リーフレットを作成するものです。

【お問い合わせ先】

茨城県政策企画部地域振興課
土地計画・調整グループ
担当：北山・鈴木
電話：029-301-2619（直通）